

## 第 2 回 定 例 教 育 委 員 会 議 案

と き 令和6年2月16日  
午後3時30分  
と ころ 生涯学習センターぼろろ  
3階会議室

- 1 開 会 宣 言
- 2 委員の出席報告
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 前回会議録の確認
- 5 教育長一般行政報告
- 6 内 容  
報告第2号 令和5年度南幌町一般会計補正予算（第7号）について  
報告第3号 令和6年度教育関係予算（案）について  
議案第1号 令和6年度南幌町教育行政執行方針（案）について  
議案第2号 南幌町高等学校等通学費補助に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議案第3号 南幌町高等学校等通学費補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について  
議案第4号 南幌町立学校管理規則の一部を改正する規則制定について  
議案第5号 南幌町小中一貫教育基本方針について  
そ の 他
- 7 そ の 他  
教育委員会行事予定について  
次回教育委員会の開催日程について
- 8 閉 会

# 教育長一般行政報告

令和6年1月19日～令和6年2月15日

日 付	内 容	出 席 者
1月19日	定例会	教育長、久保委員、武田委員、古道委員、伊藤委員
	総合教育会議	教育長、久保委員、武田委員、伊藤委員
1月20日	北海道子どもかるた大会空知地区予選会	教育長
1月21日	南幌ライオンズ杯南幌柔道クラブ近隣地区柔道大会	教育長
1月26日	全員協議会	教育長
1月28日	全町ミニバレーボール大会	教育長
1月30日	議会臨時会	教育長
2月1日	一般教職員人事異動に係る二次協議	教育長
2月6日	定例校長・教頭会議	教育長
2月8日	一般教職員人事異動に係る三次協議	教育長
2月9日	管理職人事異動に係る二次協議	教育長

## 報告第2号

令和5年度南幌町一般会計補正予算（第7号）について

令和5年度一般会計補正予算（第7号）について、別紙のとおり報告する。

記

報告第3号

令和6年度教育関係予算（案）について

令和6年度教育関係予算（案）について、別紙のとおり報告する。

記

議案第1号

令和6年度南幌町教育行政執行方針（案）について

令和6年度南幌町教育行政執行方針（案）について、別紙のとおり議決を求める。

令和6年2月16日提出  
南幌町教育委員会教育長 西 田 篤 人

記

議案第 2 号

南幌町高等学校等通学費補助に関する条例の一部を改正する条例制定について

南幌町高等学校通学費補助に関する条例（平成 2 5 年南幌町条例第 6 号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 1 6 日提出  
南幌町教育委員会教育長 西 田 篤 人

記

## 南幌町高等学校等通学費補助に関する条例の一部を改正する条例

南幌町高等学校等通学費補助に関する条例（平成25年南幌町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項本文中「購入費」を「購入費等」に改め、同項中「2分の1」を「2分の1相当」に改め、同項ただし書を削る。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### 提案理由

補助基準等の見直しに伴い、本案を提案するものである。

議案第 3 号

南幌町高等学校等通学費補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について

南幌町高等学校等通学費補助に関する条例施行規則（平成 25 年南幌町教委規則第 2 号）の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 16 日提出  
南幌町教育委員会教育長 西 田 篤 人

記



南幌町高等学校等通学費補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則

南幌町高等学校等通学費補助に関する条例施行規則（平成25年南幌町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

市町村	高等学校等	補助金額 ①区分	補助金額 ②区分
南幌町	南幌養護（高等部）	3,700円	5,000円
長沼町	長沼	3,600円	3,600円
栗山町	栗山	6,000円	6,000円
江別市	江別	8,800円	9,400円
	野幌	10,000円	10,000円
	とわの森三愛	10,000円	9,100円
	大麻	10,000円	9,200円
	立命館慶祥	10,000円	10,000円
北広島市	北広島	7,500円	4,100円
	北広島西	9,700円	6,800円
	札幌日本大学	10,000円	7,100円
	白樺高等養護	10,000円	9,700円
	札幌養護共栄分校（高等部）	7,500円	4,100円
岩見沢市	岩見沢市内全て	10,000円	10,000円
恵庭市	恵庭市内全て	10,000円	7,900円

千歳市	千歳市内全て	10,000円	9,000円
札幌市	札幌東商業	10,000円	7,800円
	上記以外	10,000円	10,000円
上記以外		10,000円	10,000円

備考

- 1 ①区分：②区分以外とする。なお、南幌養護（高等部）通学者は市街地区（職員等の旅費に関する条例（平成4年条例第10号）に基づく車賃の支払い対象区域外）を対象外とする。
- 2 ②区分：8区（12号より西側）、10区、11区、12区、稲穂とする。なお、南幌養護（高等部）通学者は11区、12区、稲穂とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行の日前から引続き同一の江別市高等学校等へ在学し別表の適用を受ける者で、施行の日後において改正後の補助金額に達しない者にあつては、令和8年3月31日までの間に限りなお従前の例による。

提案理由

北海道立南幌高等学校の閉校及び公共交通機関の路線廃止等による通学方法の変更に伴い、本案を提案するものである。

議案第 4 号

南幌町立学校管理規則の一部を改正する規則制定について

南幌町立学校管理規則（昭和 43 年 4 月 1 日教育委員会規則第 1 号）の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 1 6 日提出  
南幌町教育委員会教育長 西 田 篤 人

記

## 南幌町立学校管理規則の一部を改正する規則

南幌町立学校管理規則（昭和43年南幌町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第3号中「開校記念日」の次に「校長が定める日」を加え、同項第4号中「7日以内」を「校長が定める期間」に改め、同項第5号及び同項第6号中「引続き25日以内」を「校長が定める期間」に改め、同項第7号中「7日以内」を「校長が定める期間」に改め、同項第8号を次のように改める。

（8） 前各号に掲げるもののほか教育長が定める日

第23条第2項中「第3号から第7号に掲げる休業日の期日及び期間は、校長が定め」を「第4号から第7号の校長が定める期間は、それぞれ連続するもの（同項第1号及び第2号の日を含む。）とし、校長が」に改め、同条第3項中「第1項第3号及び第4号に掲げる休業日の総日数の範囲内で、それぞれの休業日の日数を変更し、又は教育長の承認を得て10日以内に限り、他の時期に休業日を設けることができる。」を「第1項に規定するほか、一の学年（同項第5号及び第6号に掲げる期間を除く。）において、10日以内の休業日を定めることができる。」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同条第4項中「第1項を除く。」を「同項第1号を除く。」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第5号及び第6号並びに前項で定める休業日の総日数は、56日以内とする。

### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

### 提案理由

町立学校において、気候の変化に応じ、夏季休業日を従来よりも長く設定するなど、柔軟な学校運営を行うため本案を提案するものである。

議案第5号

南幌町小中一貫教育基本方針について

南幌町小中一貫教育基本方針について別紙のとおり議決を求める。

令和6年2月16日提出  
南幌町教育委員会教育長 西 田 篤 人

記

## 教育委員会 3 月行事予定表

(学校教育グループ・給食センター)

日	行事内容	時間	場所	日	行事内容	時間	場所
1				17			
金				日			
2				18			
土				月			
3				19	小学校卒業式		小学校
日				火			
4				20	春分の日		
月				水			
5				21			
火				木			
6				22			
水				金			
7				23			
木				土			
8	南幌養護学校高等部卒業証書授与式		南幌養護学校	24			
金				日			
9				25	修了式・離任式		小・中学校
土				月			
10				26	年度末休業		小・中学校
日				火			
11				27			
月				水			
12	中学校卒業証書授与式		中学校	28			
火				木			
13				29			
水				金			
14				30			
木				土			
15	南幌養護学校小中学部卒業証書授与式		南幌養護学校	31			
金				日			
16							
土							

令和5年度 社会教育事業日程表【3月】

日	曜日	事業名等	時間	場所	日	曜日	事業名等	時間	場所
1	金				17	日			
2	土				18	月	フィットネス教室（ヨガ） フィットネス教室（エアロ）	14:00-14:45 19:20-20:30	スポーツセンター スポーツセンター
3	日	第47回五歳児発表会／芸術鑑賞会	9:30～18:00	改善センター	19	火	ブックスタート 冬のウォーキング教室	9:30～ 10:30～11:30	あいくる スポーツセンター
4	月				20	水			
5	火	冬のウォーキング教室	10:30～11:30	スポーツセンター	21	木	冬のウォーキング教室	10:30～11:30	スポーツセンター
6	水	ソフトエアロ&ストレッチ	10:00～11:10	スポーツセンター	22	金			
7	木	冬のウォーキング教室 ジュニアアスリートクラブ	10:30～11:30 16:00～17:00	スポーツセンター スポーツセンター	23	土			
8	金				24	日			
9	土				25	月	フィットネス教室（チューブ） フィットネス教室（エアロ）	14:00-14:45 19:20-20:30	スポーツセンター スポーツセンター
10	日				26	火			
11	月	フィットネス教室（チューブ） フィットネス教室（エアロ）	14:00-14:45 19:20-20:30	スポーツセンター スポーツセンター	27	水	ソフトエアロ&ストレッチ	10:00～11:10	スポーツセンター
12	火	冬のウォーキング教室	10:30～11:30	スポーツセンター	28	木			
13	水	ソフトエアロ&ストレッチ	10:00～11:10	スポーツセンター	29	金			
14	木	冬のウォーキング教室 ジュニアアスリートクラブ	10:30～11:30 16:00～17:00	スポーツセンター スポーツセンター	30	土			
15	金				31	日			
16	土								